

俱知安町プール絵本館交流施設 指定管理者

優先交渉権者選定基準

1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準は、倶知安町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が倶知安町プール絵本館交流施設（以下、「施設」という。）の指定管理者を公募し、優先交渉権者を選定するための方法及び基準を示すものである。

2. 選定方式

教育委員会は、指定管理者に対して、施設の維持管理及び運営業務を通じて、施設本来の設置目的に照らし最も効率的、効果的なサービスの提供を求めるものである。特に、指定管理者には町が業務仕様書で指示する指定管理業務を適切かつ安定的に実施するという基本業務のほか、維持管理に関するサービス水準の向上・コストの削減に係る提案や施設の設置目的の達成に資する自主事業の実施を期待するところである。

これらを総合的に判断するためには、指定管理料の価格とともに、サービスの質の向上に関する審査を要することから、管理運営方針や実施体制、事業計画、収支計画を総合的に評価する『公募型プロポーザル方式』により選定を行うものとする。

3. 審査体制

応募者から提出された申請書については、町職員と外部有識者で構成される「倶知安町プール絵本館複合拠点施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において審査を行い、その結果を踏まえて、教育委員会が優先交渉権者を選定する。

4. 優先交渉権者選定までの手順

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、以下の手順で実施する。

(1)参加資格審査

教育委員会は、提出された指定申請書及び添付書類（以下、「指定申請書」という。）に基づき、募集要項（P. 13）に記載の応募者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2)提案審査

ア 基礎審査

教育委員会は、参加資格要件を満たした応募者が提出した指定申請書について、書類がすべて揃っていること、指定した様式に必要事項が記載されていること、頁数が指定した書類の頁数制限を超えていないこと等、書類に不備がないことを確認する。

また、応募者から提出された指定申請書の各様式に記載された内容が、募集要項等において求める提案基準（提案上限額など）を満たしていることを確認する。提案基準が満たされていない場合は、失格とする。

イ 低価格提案に係る確認

教育委員会は、提案価格が提案上限額の70%未満である応募者に対し収支計画、人員配置計画、利用料金収入見込額その他必要な事項についてヒアリング又は追加資料の提出を求めることができる。

当該確認の結果、要求水準を満たす施設運営が困難であると認められる場合は、選定委員会の意見を踏まえ失格とすることがある。

ウ 申請書の定量化審査

選定委員会は、基礎審査項目を満たした応募者の指定申請書に記載された内容について、優先交渉権者選定基準に示す審査項目及び得点化方法に従って審査する。

価格については、優先交渉権者選定基準に示す式において得点化する。

定量化審査にあたっては、応募者プレゼンテーションと選定委員会によるヒアリングを実施する。

プレゼンテーションに使用する資料については、応募者の提案内容やノウハウ等を含むものであることから、公表しない。

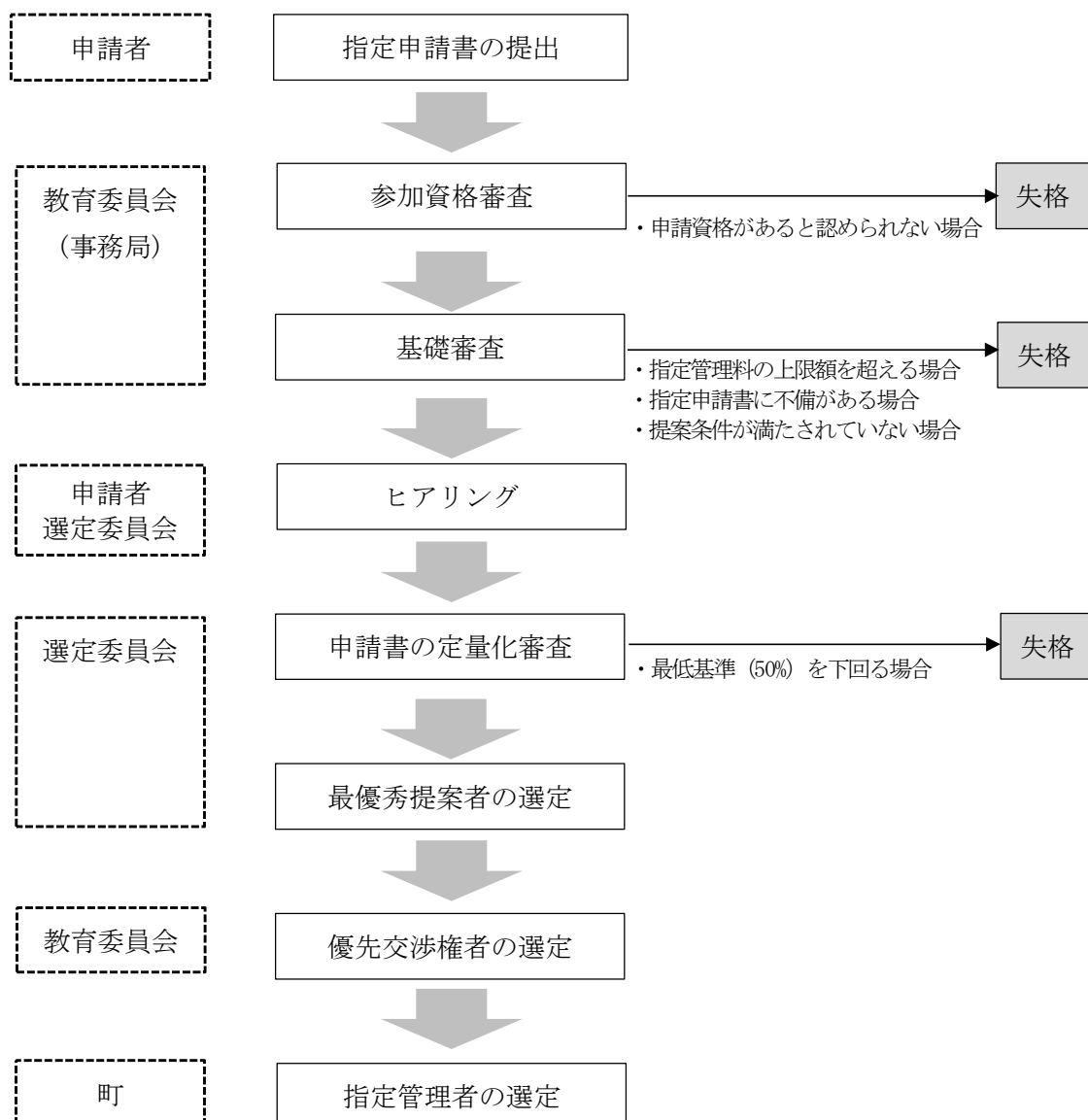
応募者はプレゼンテーションに当たって、委員が別表の審査基準に基づき評価を行うため、説明箇所と審査基準との対応関係が分かるよう、資料構成や説明方法を工夫すること。

エ 最優秀提案者の選定

選定委員会は、定量化による得点が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定、次いで得点が高い提案を行ったものを次点提案者として選定する。

(3) 優先交渉権者の選定

教育委員会は、選定委員会の審査結果を踏まえ優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。



5. 審査項目と評価方法

(1) 評価要素

審査事項及び配点は、以下に示すとおりであり、配点の合計は 100 点とする。なお、審査項目及び項目ごとの配点は別表 審査基準に示すとおりとする。

表 1 審査事項と配点

項目	配点
管理運営方針・実施体制	25
事業の実施計画	40
収支計画及び経費の削減	35
合計	100

(2) 評価基準

各項目について、以下に示す評価基準により評価する。

表 2 評価基準

評価ランク	評価内容	得点
A	提案内容が特に優れている。	配点×1.00
B	A と C の中間	配点×0.75
C	提案内容が適切である。(標準)	配点×0.50
D	C と E の中間	配点×0.25
E	特に評価できる点がない。	配点×0.00

(3) 評価方法

ア 委員評価点の算出

各委員は、別表 審査基準に示す審査項目ごとに、表 2 の評価基準により評価し、項目ごとの配点に評価ランクに応じた配分率を乗じて得た数値（小数第 3 位を四捨五入）を各項目の得点とし、その合計値を委員評価点とする。

イ 評価点の算出

各委員の委員評価点を平均して、評価点を算出とする。（小数第 3 位を四捨五入）

ウ 指定管理料の評価

指定管理料の評価にあたっては、ア、イに依らず、次に示す式により定量化のうえ算出する。
なお、評価点は小数第 3 位を四捨五入した値とする。

$\text{指定管理料の評価点} = \text{配点} \times (\text{提案最低価格} \div \text{当該応募者の提案価格})$
--

別表 審査基準

審査項目			審査の視点	配点	様式
管理運営方針・運営体制	基本方針	管理運営方針	・施設の設置目的及び求められる役割を踏まえた管理運営方針が示されているか。	5	11-2
	管理運営体制	類似施設・類似業務の実績	・対象施設の管理運営に活かすことができる類似施設又は類似業務の実績を有しているか。	5	
		職員配置計画及び管理体制	・施設運営に必要な人員配置、指揮命令系統及び緊急時対応体制が適切に計画されているか。	5	
		安全管理・法令遵守・人材育成	・安全管理、個人情報保護等の法令遵守に関する取組及び職員研修等の人材育成方策が適切に示されているか。	5	
	モニタリング・評価	モニタリング及び自己評価	・モニタリング及び自己評価の方法が具体的であり、サービス品質向上につながる内容となっているか。	5	
				25	
事業の実施計画	指定管理事業	利用者ニーズ把握・苦情対応	・利用者ニーズや苦情等を把握し、サービス向上に反映する具体的な方策が示されているか。	5	11-3
		利用促進方策	・施設利用の促進及び利用者増加に向けた具体的かつ実効性のある方策が示されているか。	5	
		学校・地域団体等との連携	・学校、地域団体等との連携方策が具体的に示されているか。	5	
		施設維持管理方策	・施設の性能及び機能を維持し、長期的かつ安定的な施設運営を行う方策が示されているか。	5	
		複合拠点施設の一体的活用	・プールと絵本館の連携など、複合拠点施設としての特徴を活かし、利用促進や多世代交流につながる一体的な利活用が提案されているか。	5	
	自主事業	事業内容	・施設の効用を最大限に高める内容となっているか。	5	
		利用者ニーズへの対応	・利用者ニーズに応える内容となっているか。	5	
		実施体制	・自主事業を実施するための人員配置や実施方法が具体的に示されているか。	5	
				40	
収支計画及び経費の削減	経費削減策	経費削減方策の具体性	・管理経費の削減に向けた具体的かつ実効性のある方策が示されているか。	5	12-2
		サービス品質確保方策	・経費削減を図りながらも、施設サービス及び維持管理水準を確保する方策が示されているか。	5	
	収支計画	収支計画の妥当性・実現可能性	・収支計画及び利用見込み等に基づく合理的かつ実現可能な収支計画となっているか。	3	12-3 12-4
		積算根拠の明確性	・収支計画及び積算内訳の根拠が明確に示されているか。	2	
	指定管理料	指定管理料	・提案価格による得点 配点 × (提案最低価格 ÷ 当該申請者の提案価格)		20
				35	
				100	